において回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。

㈠　十時間以上の単独飛行

㈡　出発地点から百八十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の単独操縦による野外飛行

㈢　夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む二十時間以上の同乗教育飛行

㈣　オートロテイションによる着陸

ロ　電気を動力源とするマルチローター　マルチローターの型式ごとに、当該マルチローターの自家用操縦士として業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するために必要な経歴として国土交通大臣が定めるもの

四　飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること。

イ　十回以上の離陸を含む五時間以上の単独飛行

ロ　出発地点から九十キロメートル以上の飛行で、中間において一回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の野外飛行

（略）

別表第三（第四十六条、第四十六条の二関係）

学科試験の科目

科目	技能証明の限定をしようとする航空機の種類若しくは等級又は業務の種類	資格又は証明
（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　発動機（曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空機を除く。） イ～ハ　（略）	（略）	

ハ　夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む二十時間以上の同乗教育飛行

ニ　オートロテイションによる着陸

四　飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること。

イ　十回以上の離陸を含む五時間以上の単独飛行

ロ　出発地点から九十キロメートル以上の飛行で、中間において一回以上の生地着陸をするものを含む五時間以上の野外飛行

（略）

別表第三（第四十六条、第四十六条の二関係）

学科試験の科目

科目	技能証明の限定をしようとする航空機の種類若しくは等級又は業務の種類	資格又は証明
（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　発動機（曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空機を除く。） イ～ハ　（略）	（略）	